

2023年12月26日

株主各位

東京都中央区晴海一丁目8番12号
株式会社トリプルワン
代表取締役社長 佐川 達也

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2023年12月15日開催の取締役会において、2024年1月11日（木曜日）をもって当社普通株式1株を10株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年1月10日（水曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年1月11日（木曜日）をもって、当社定款第6条を変更し、630万株増加して、700万株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年2月上旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
- 2024年1月11日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社に記録されることとなります。
 - 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
 - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申出ください。

特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
0120-232-711（通話料無料）
9:00-17:00（土・日・祝祭日等を除く）